

(令和3年8月開催) 福島県環境審議会第2部会における福島県廃棄物処理計画の改定に対する意見と対応

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
1	7月書面開催 資料3-2-①	p1	家庭ごみの排出量が多いのでしっかりと市町村の支援をして少しずつ全国順位を上げるような施策を取り組んで欲しい。	1人1日当たりのごみ排出量を減らすため、県が実施している食品廃棄物削減のモデル事業の実施結果を市町村と共有すること等の支援について記載するとともに、今後、効果的な施策を検討・実施してまいります。	崎田委員	一般廃棄物課
2	—	—	市町村の固有事務ではあるが、目標、効果を示していく必要がある。環境創造センターなどの研究機関から、技術的助言を求めてはどうか。	毎年、排出・削減量の実績を公表するとともに、大学等の研究機関に助言を求める等して、効果的な施策を検討してまいります。	大迫委員	一般廃棄物課
3	7月書面開催 資料3-2-①	p5	有料化の実施については、高齢化が進み分別排出も難しい中で、さらに負担を求めるのは、現実的には実施が難しい面もある。	ごみ処理の有料化については、一定の効果は期待出来るものの、住民に更なる処理費用等の負担を求めることにもなるため、導入に当たっては、各自治体において、地域の実情を踏まえた十分な検討が必要であると考えております。	大宅委員	一般廃棄物課
4	7月書面開催 資料3-2-①	p2	県のごみは、震災前から多かったのでは。放射性物質のこともあり（家庭菜園が出来ず生ごみそのまま出された等）、全国と比較していろいろな施策が遅れたのが原因と思う。	平成22年度の本県の1人1日当たりのごみ排出量985gは、全国平均の976gより9g多く、全国順位は34位となっていました。 今後は、本計画の目標（案）である令和8年度に923g以下・総合計画の目標（案）である令和12年度に全国平均値以下（860g）の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。	沼田委員	一般廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
5	7月書面開催 資料3-2-①	p2	マイボトル・マイカップ推進キャンペーン等の施策で登録後もフォローすべき。	「マイボトル・マイカップ推進キャンペーン」については、登録店の取組状況を確認し、毎年更新を行っています。また、啓発物品を配付し、県ホームページのほか地域情報誌に登録店の取組等を掲載するなど広くPRしています。 その他の事業で登録後の更新等を行っていないものについては、今後、登録後の取組状況の確認などを行ってまいります。	沼田委員	環境共生課 一般廃棄物課
6	7月書面開催 資料3-2-①	p1	ごみの排出量が多い原因について、県で原因究明後に施策を検討すべき。	生ごみの割合が全国平均よりも多いなど本県の特徴は確認できていますが、その原因や、その他の要因等については、今後、専門家の助言等も求めながら分析し、効果的な対策を検討してまいります。	西村委員	一般廃棄物課
7	7月書面開催 資料3-2-①	p1	県のワースト2位の状況を県民に知らせれば、減っていくのではないかと。	啓発に当たっては、本県のごみ排出量の全国順位も県民にお知らせしながら、ごみ排出量削減の取組を進めてまいります。	西村委員	一般廃棄物課

No.	資料	該当頁	意見等	意見等への対応	委員	担当課
8	7月書面開催 資料3-2-①	p5	施設整備に関して、平成31年3月の新たな視点での広域化計画策定通知を踏まえた考えはあるのか。	<p>本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化については、平成11年度に策定（平成22年改訂）した「福島県ごみ処理広域化計画」に基づき、概ね計画どおりの集約化が図られたところです。</p> <p>今後については、豪雪地帯が県土面積の約半分を占めること、県内が東日本大震災及び原子力発電所の事故からの復興の途上にあること等の状況を踏まえ、対応の方向性等について検討を進めていきたいと考えております。</p>	大迫委員	一般廃棄物課
9	7月書面開催 資料3-2-①	p5	カーボンニュートラルなどの観点からの施設整備を進めてほしい。	<p>御意見を踏まえ、施設を新設又は改修等する際は、二酸化炭素を極力排出しない施設を整備するよう市町村に技術的助言をすること等について、記載いたします。</p>	崎田委員	一般廃棄物課
10	7月書面開催 資料3-2-①	p11	電子マニフェストについては、まずは、環境創造センターや終末処理場などの行政機関で排出されている廃棄物を処理する際に、導入するよう努力していくべき。	<p>行政機関における電子マニフェストの導入促進について、計画に記載いたします。</p>	大迫委員	産業廃棄物課
11	7月書面開催 資料3-2-①	p14	使用済み太陽光発電設備などの大きなものについては、車のリサイクル料金の制度と同様に、販売段階で料金を徴収するなど、地方で個別に対応を検討するのではなく、国が方向性を考えるべきである。	<p>事業用の太陽光発電設備については、事業者が廃棄費用の積立を行うことが、昨年6月に原則義務化され、来年7月までに積立が開始される予定となっています。</p> <p>今後、この制度の施行状況を注視するとともに、引き続き、これらを含む産業廃棄物の適正処理に取り組んでまいります。</p>	大宅委員	産業廃棄物課